

尾北教職員労働組合
執行委員長 川崎 徹

2017年度後期要請書

日頃、教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容は、尾北の3市2町に関わる要請事項となっています。該当する内容に関してよく検討され、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

要請事項

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 いじめや不登校、そして貧困問題などの課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラーを拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- 3 学校間競争をあおり、学びをゆがめ、児童生徒の心を傷つける「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)へ参加しないこと。たとえ参加しても、市町や学校別の成績を公表しないこと。また、過去問題の練習を行うなど、点数を上げるためのテスト対策は、全国学力テストの弊害の深刻化につながるので、行わないよう指導すること。
- 4 道徳の教科化については、内心の自由の侵害などの問題が含まれており、教科化にあたっては、特に以下の内容について留意すること。
 - ①一人一人の率直な思いや心のありようや変容を認めることを基本に、評価を含めた指導のあり方を考えること。
 - ②「愛国心」の押しつけをしないこと。
 - ③子どもや学級の実態に合わせ、教科書を含め多様な資料の活用を認めること。
- 5 学習指導要領の改訂に伴う小学校の英語教科化については、多忙化にさらに拍車がかからないよう、英語の専科教諭の加配や評価方法の簡素化などの取り組みを進めること。また、授業時数の確保については、帯タイムの活用も含め、現在の日課の中で無理なくできるようにすること。
- 6 次期学習指導要領の移行措置を講じる際には、そのための研修や授業準備を、勤務時間内に行えるよう計画的に進めること。
- 7 中学校での職場体験活動については、平和教育の観点及び、保護者の不安を招くことから、自衛隊を職場体験活動の対象にしないこと。また、教育委員会は、自衛隊に協力する事業への参加や後援等、保護者や地域住民から不信感を持たれるような取り組みをしないこと。
- 8 特別支援教育については、通常学級あるいは特別支援学級における支援員のさらなる拡充を進めること。また、通級指導教室を増やし、特別な支援を要する子どもにとっての教育条件の整備を進めること。また、インクルーシブ教育を進めるにあたっては、施設設

備の整備や人的加配などの条件整備を図ること。

- 9 L G B T（性的少数者）についての理解を深め、適切な対応が図られるよう、各学校において、ポスター掲示や関連の児童図書を整備したりするなどの環境づくりを進めること。また、文科省の通知や手引きを活用したり、講師を招いて学習したりするなど、研修のための取り組みを進めること。
- 10 学校訪問は、行政訪問であり、教育行政は、教育条件整備を主たる目的としている点から、簡素化に向けて改善を進めること。当面、以下の改善を進めること。
 - ①公開授業は、指導案作成及び「指導・助言」をなくし、授業参観のみにすること。
 - ②茶菓子を出すなどの接待をやめること。
- 11 教職員の多忙化解消に向け、県教委の多忙化解消プラン及び各市町の多忙化解消プランの具体化を進めること。また、実際に教職員の多忙化解消が進むよう、各市町の多忙化解消プランの見直しやさらなる検討を進めること。
- 12 パワハラやセクハラが生じないようにすること。県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2011・5・2）を周知徹底すること。
- 13 労働安全衛生体制の整備に向け、以下の改善を進めること。
 - ①時間外勤務の割り振りについては、県教委の多忙化解消プランの中で「割振変更簿の設置と運用」について触れられている。各市町においては、教育委員会がリーダーシップを発揮し、全ての学校で個人別の割振変更簿を設置し、個人の希望する日に割り振りがとりやすくなるよう早急に改善を進めること。
 - ②労働安全衛生法で触れられている「常時雇用50人以上の職場」に該当する「常時雇用者」の規定について、県教委は、『50人』に該当するのは『常勤・非常勤を問わず年間を通じて勤務している教職員』との見解を示している。これは、文科省や厚生労働省及び愛知労働局等の判断に準じたもので、少人数T T講師、支援員、用務員、給食配膳員、図書館司書、教育相談員、スクールカウンセラー、語学指導員、N E T など、学校に勤める職員のほとんどを含んだ判断である。この規定に基づいて、現在の職員数の再確認を行い、50人以上となる職場については、産業医の選任や衛生委員会の設置などの措置を早急に図ること。
 - ③ストレスチェック制度については、すべての職場で実施し、全職員の健康管理に役立つ視点で活用すること。
- 14 パソコンによる成績処理や諸帳簿の整備など、学校でしかできない業務が増えている実態に合わせ、学級や学年の実務時間を勤務時間内に確保すること。特に、年度始め、学期始め、学期末、学年末には、会議をなくしたり、日課を調整したりして、実務時間を確保すること。
- 15 インフルエンザで休んだり、病気やけがで通院したりする際の休暇を年休で処理している実態が依然見られる。職員が病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
 - ①療養休暇は、1日や1時間単位で取れること。
 - ②30日未満の取得なら、ボーナスや給与などの処遇には影響がないこと。
 - ③1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- 16 普通教室・特別教室にエアコンを設置すること。